

## 全日基配合飼料価格差補てん事業業務方法書（令和7年特例補填交付処理対応のため見直し）の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;">配合飼料価格差補てん事業業務方法書</p> <p style="text-align: center;">(補てん契約の申込みをしようとする基金協会の義務)</p> <p><b>第5条の2</b> 基金協会は、補てん契約の申込みをしようとする場合は、当該基金協会の配合飼料価格差補てん事業の業務の方法に関する規程（以下「業務規程」という。）の定めるところにより、基金協会と畜産経営者との間に次に掲げる事項を記載した基本契約を締結していなければならない。</p> <p>(1) 数量契約の締結に関する事項  (2) 通常補てん積立金の納付に関する事項  (3) 通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金並びに特例補てん金の交付及び返還に関する事項  (4)～(6) 「略」</p> <p><b>第5条の3～第17条</b> 「略」</p> <p style="text-align: center;">(単位数量当たりの通常価格差補てん金の額)</p> <p><b>第18条</b> 前条の規定により交付する単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、当該四半期に係る平均輸入原料価格が当該四半期に係る基準輸入原料価格を上回る額を限度として、その額については、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、当該四半期最終月の翌月末日までに定めるものとする。</p> <p><b>2</b> 全日基は、当該四半期が「公益社団法人配合飼料供給安定機構特例補填事業に係る業務方法書」（令和7年4月1日付け）における特例補てん交付要件に該当し、機構から総特例補てん交付限度額の通知を受け、特例補てん金を交付しようとする場合は、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、当該四半期最終月の翌月末日までに総特例補てん金の額を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">配合飼料価格差補てん事業業務方法書</p> <p style="text-align: center;">(補てん契約の申込みをしようとする基金協会の義務)</p> <p><b>第5条の2</b> 基金協会は、補てん契約の申込みをしようとする場合は、当該基金協会の配合飼料価格差補てん事業の業務の方法に関する規程（以下「業務規程」という。）の定めるところにより、基金協会と畜産経営者との間に次に掲げる事項を記載した基本契約を締結していなければならない。</p> <p>(1) 数量契約の締結に関する事項  (2) 通常補てん積立金の納付に関する事項  (3) 通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の交付及び返還に関する事項  (4)～(6) 「略」</p> <p><b>第5条の3～第17条</b> 「略」</p> <p style="text-align: center;">(単位数量当たりの通常価格差補てん金の額)</p> <p><b>第18条</b> 前条の規定により交付する単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、当該四半期に係る平均輸入原料価格が当該四半期に係る基準輸入原料価格を上回る額を限度として、その額については、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、当該四半期最終月の翌月末日までに定めるものとする。</p>

変 更 後	現 行
<p>3 <u>全日基は、第1項又は第2項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金及び通常価格差補てん金内の総特例補てん金の額を定めたときは、その額をすみやかに機構に通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>当該四半期については、機構から異常補てん交付金又は特例補てん金の交付を受けた場合の単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、第1項の規定により定めた額から、機構から通知された単位数量当たりの異常補てん交付金又は特例補てん金の額を差引いて得た額を限度として定めるものとする。</u></p> <p>5 <u>全日基は、第1項及び第2項並びに第4項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金の額を定めたときは、その額を基金協会に通知するものとする。</u></p> <p>第18条の2～第21条の11 「略」</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章の4 特例補てんの方法</b></p> <p><u>(特例補てん金の交付)</u></p> <p><u>第21条の12 全日基は、機構から特例補てん金の交付を受けたときは、基金協会に対し、特例補てん交付金を加入者に交付するものとして交付するものとする。</u></p> <p><u>(単位数量当たりの特例補てん金の額)</u></p> <p><u>第21条の13 前条の規定により交付する単位数量当たりの特例補てん金の額は、機構から交付された特例補てん金の単位数量当たりの額の相当額とする。</u></p> <p>2 <u>全日基は、前項の規定により単位数量当たりの特例補てん金の額を定めたときは、その額を基金協会に通知するものとする。</u></p>	<p>2 全日基は、前項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金の額を定めたときは、その額をすみやかに機構に通知するものとする。</p> <p>3 当該四半期については、機構から異常補てん交付金の交付を受けた場合の単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、運営委員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、第1項の規定により定めた額から、機構から通知された単位数量当たりの異常補てん交付金の額を差引いて得た額を限度として定めるものとする。</p> <p>4 全日基は、第1項及び第3項の規定により単位数量当たりの通常価格差補てん金の額を定めたときは、その額を基金協会に通知するものとする。</p> <p>第18条の2～第21条の11 「略」</p> <p>(新設)</p>

変 更 後	現 行
<p><u>(特例補てん金の交付額)</u>  <u>第21条の14 全日基は、基金協会に対し、前条の規定による単位数当たりの特例補てん金の額に第22条第2項の規定により報告を受けた数量を乗じて得た額を加入者に交付するものとして交付するものとする。</u></p> <p><u>(特例補てん金交付額の限度)</u>  <u>第21条の15 全日基が、1事業年度に交付する特例補てん金の総額は、当該事業年度内に機構より交付された特例補てん金の総額を限度とする。</u></p> <p><u>(特例補てん金交付金の返還等)</u>  <u>第21条の16 第21条の規定は、特例補てん金について準用する。</u></p> <p>第 22 条以降 「略」</p> <p><u>附則（令和7年4月17日変更議決）</u>  <u>変更後の業務方法書は、令和7年4月1日から適用する。</u>  <u>「 第5条の2、第 18 条、第4章の4 特例補てん金を設けるための変更 」</u></p>	<p>第 22 条以降 「略」</p>